# **SMBC** News Letter

"Climate Change & Carbon Finance"

三井住友銀行ニュースレター 「気候変動と排出権取引」

**Vol.11** 

January 2009



www.smbc.co.jp/hojin/businessassist/carbon/index.html

# 三井住友銀行ニュースレター 「気候変動と排出権取引」

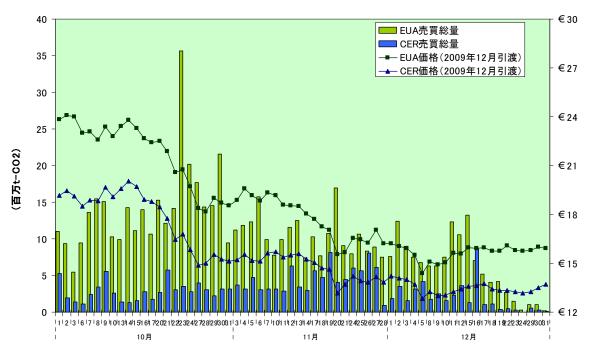
SMBC News Letter "Climate Change & Carbon Finance"

# Contents

- 1. 排出権価格情報 p3
- 2. News & Topic p4
- 3. 寄稿① ~温暖化対策の現場から~ p5 「プライベートブランド商品」や「キャンペーン企画」を通じた カーボンオフセット取り組みについて
- 4. 寄稿② ~JRI's EYE~ p6 排出権付商品の開発テクニック(後編) ~CSR目的の排出権購入とは~ < *Information* > p7



### 1. 排出権価格情報



\*EUA 価格(2009 年 12 月引渡)とは、2009 年中に EUA が各企業へ配分され、年末に現物の企業間移動が為される EUA の価格である。

出典: ECX 公表データから JRI 作成

\*CER 価格(2009 年 12 月引渡)とは、2009 年末に現物の企業間移動が 為される CER の価格である。

2008 年 12 月の EUA 価格は、月初めに 16.2 ユーロであったが、12 月 5 日に 2008 年の最安値 14.9 ユーロまで下落し、その後持ち直して 15.9 ユーロで 2008 年の取引が終了した。また、CER 価格も 14.2 ユーロから 2008 年の最安値 12.9 ユーロにまで下落し、13.7 ユーロで 2008 年を終了した。CER、EUA ともに下落した。金融危機に端を発した世界の実体経済の減速と先行きへの不安から、先月に引き続き低水準の価格で推移した。

2008年の EUA と CER 価格は、1 月に急落が見られたのち、上昇を続け 7 月前半に最高値 (EUA:30.5 ユーロ、CER:23.9 ユーロ)がついた。一旦下落したものの 9 月末までは EUA が 23 ユーロ程度、CER が 19 ユーロ程度の価格を維持していた。その後、10 月から年末に向かって続落し、12 月に年最安値を記録した。2008年の終値は 2008年の最高値と比較すると、EUA は約 51%減、CER は約 46%減と大幅な下落であった。

注:排出権価格は、EU-ETS のみで利用できる EUA と EU-ETS および日本を含む京都 議定書の目標達成に利用できる CER があります。日本で売買されている排出権の大 半が CER です。データを利用している排出権取引市場の ECX において、2008/3/14 より CER の取り扱いを開始した事から、2008 年 4 月号より CER 価格とその CER 価格に影響を与える EUA 価格をご紹介しております。



## 2. News & Topic

#### ① 第 14 回国連気候変動枠組み条約締約国会議 COP14 が閉幕 (2008/12/13)

12月1日からポーランド・ポズナニで開催されていた COP14 が 12月13日に閉幕した。 温室効果ガス排出削減の次期国際的枠組み(ポスト京都)等の交渉期限とする 2009年末に デンマーク・コペンハーゲンで開催される COP15に向けた「作業計画」に関して合意した。 会議では排出削減の中長期目標や適応に関して激しい議論が交わされた。一方で、森林の減 少や劣化に伴って二酸化炭素の排出量が増えることを防ぐために閣僚級の共同声明を発表 したことなどの成果もあった。

#### ② 排出量取引試行制度への参加企業・団体は 501 (2008/12/13)

政府は排出量取引試行制度に対して 501 の企業・団体から参加申し込みがあったと発表した。多くの企業が自主行動計画の目標を削減目標に設定し、総排出量削減より、生産高あたりの CO2 排出量削減など「原単位」を目標に採用する企業が目立った。鉄鋼業界 (74 社)と自動車業界 (58 社)は個社単位ではなく業界単位での参加申請を行った。目標設定企業・団体は 317、取引のみの参加企業は 50 であった。

#### ③ カーボンオフセットの日本版認証制度が始まる (2008/11/26)

環境省はカーボンオフセット商品やサービスの普及のため、国内版の認証制度「J-VER」を創設した。国内での排出量削減プロジェクトを対象に、環境省が設置する認証機関がクレジット(排出削減量)を発行し、メーカーや小売店がオフセット商品の開発や販売に利用する仕組みである。

#### ④ 「中期目標検討委員会」による審議開始(2008/11/25)

ポスト京都議定書にむけて、日本政府の CO2 等の中期削減目標を検討する委員会(中期目標検討委員会、座長:福井俊彦前日銀総裁)を内閣府に設置し、第1回を11月25日に第2回を12月18日に開催した。中期目標に関するこれまでの取組み内容や各研究機関での検討内容などをレビューした後、有識者へのヒアリングや国民へのアンケート等を実施して詳細を詰める予定である。検討会では、複数の目標値について対策コスト等を示した上で国民に提示し、政府が最終判断するとしている。今年前半頃までに一定の結論を目指す。



## 3. 寄稿① 〜温暖化対策の現場から〜 「プライベートブランド商品」や「キャンペーン企画」を通じた カーボンオフセット取り組みについて

イズミヤ株式会社

イズミヤは、2012 年度に  $CO_2$  排出総量を 2006 年度比で 10% (約 1.5 万 t) 削減するという目標を策定し、エネルギー消費量の抑制・削減に向けて取り組んでおります。

従来より、各店舗での省エネを積極的に進めてきましたが、2008年6月よりお客さまと取り組むことのできる「カーボンオフセット」の取り組みも開始しました。

#### ■カーボンオフセット・PB 商品の展開

カーボンオフセット・プライベート商品として、現在「お茶パック・だしパック(08 年 8 月発売)」と、「マイバッグ(08 年 10 月発売)」を展開しています。1 点あたり 2 円を排出権の取得に充てさせていただくことで、645g の  $CO_2$  削減に相当します。排出権購入の原資は、イズミヤの収益金から賄うため、お客さまが追加の費用を負担いただく必要はありません。排出権は、三井住友銀行を介してインドの風力発電プロジェクト由来のクレジットを購入し、年度毎に日本政府へ無償譲渡させていただく予定です。

※お茶パック・だしパック・・・環境にやさしい商品として、本体及び包装に、生分解性素材のポリ乳酸を使用しています。(写真左と中央)

※お客さまにも認知いただ きやすいように、弊社オリ ジナルの「カーボンオフセ ット」識別マークを付けて います。(写真 右)



#### ■お客さま参加型の懸賞企画「CO<sub>2</sub>を減らそう!キャンペーン」の実施

2008年6月と10月に実施した同キャンペーンは、「マイバッグ持参」と「カーボンオフセットへの寄付(1 ロ 5 円)」を条件として、お客さまにご応募いただき、抽選でエコツアーや環境配慮型商品をプレゼントさせて頂くという企画です。

2回のキャンペーンで、のべ16,696名のお客さまにご応募いただき、 寄付金額はイズミヤが同等分を上乗せした上で合計170,000円を、 インドの風力発電プロジェクト由来の排出権購入に充てさせていた だきました。キャンペーンで購入した排出権50トンは、日本政府へ 無償譲渡させていただきました。イズミヤでは今後も、商品やイベ ントを通じて、お客さまとともに取り組むことのできる活動を実施 していく予定です。





## 4. 寄稿② ~JRI's EYE~

## 排出権付商品の開発テクニック(後編) ~CSR目的の排出権購入とは~ 日本総合研究所 研究員 熊井 大

今回、排出権付商品の開発テクニックと題して、3回シリーズで排出権付商品の企画のコツを伝授すべく、集中的に執筆した。前編のテーマは「省エネサービスを狙え」、中編のテーマは「マーケットを調査せよ」という比較的ビジネスよりの内容を取り上げた。排出権の購入目的として、①規制対応(経団連自主行動計画への対応)、②ビジネス目的(排出権の仲介・売買や排出権付商品の開発)、③CSR目的などがあるが、前編、中編はビジネスよりの内容であったため、最終回である今回は、CSR目的に注力して取り上げたい。

CSR目的の排出権購入として通常思い浮かぶ内容は、本社ビルのオフセットや自社が保有する自動車・サーバー等のオフセットであろう。これらは、企業が自ら排出している排出量(直接排出量)をオフセットすることで、環境負荷を相殺(低減)させているが、この行為によって、企業が真に社会的責任を果たしていると言うことができるのだろうか。

CSR(企業の社会的責任)について、誤解を生じ易いのであるが、"社会貢献活動と同義"と捉えている方が多い。CSRとは何なのか、詳細はここでは割愛するが、企業の社会的責任についての対応は、業種・業態・企業規模等によって、内容や規模が大きく異なる。

例えば、自動車メーカーであれば、より低燃費かつ低公害な自動車を製造し、コストをできる限り低減することで、広く普及を図ることが社会的な使命であるし、流通業であれば、環境配慮製品を消費者に対して、安全かつ低コストで供給することが社会的な責任と言える。

金融業については、当然、投融資といった手段を通じて、顧客(企業や個人等)に対して、 積極的に環境配慮活動に取組むことができるようサポートすることが本質的な意味合いか ら考えるCSRであり、そのような観点から考えると、本社ビルのオフセットといった社会 貢献活動も重要ではあるが、排出権を信託にて小口化し、広く企業の方々が排出権を活用す ることができるようになったことのほうが、重要な金融機関のCSR活動と私は考える。

ある自動車メーカーの会長は、あるハイブリッドカーの売上げについて、正直儲かっていないとコメントした。驚いた記者達に続けて、その会長は、そのハイブリッドカーのお蔭で、その自動車メーカーは数倍、数十倍の利益を得ているとコメントした。ここでの示唆は、CSRに要した費用は"コストではなく、投資と考えるべき"ということ、更に言えば、投資した以上、必ずリターンがあるということである。近年、CSRに関するディスカッションを企業の担当者と行うと、「弊社ではそのような趣旨の予算はほとんどない」というコメントを多くいただく。CSRをコストと考えれば、民間企業である以上、予算が少ないのは当然であるが、CSRに対する考え方をそろそろ切り替える必要性があるのではないか。

排出権を活用して、企業が本質的に抱えているCSRの課題に対応する商品を開発することは可能であり、そのような排出権付商品を開発・普及させることは、社会や開発した企業の利益に繋がっていく。地球温暖化防止に向けて、本年も多くの企業が排出権付商品を開発することを、私は切に期待する。



## < Information >

#### 2013年以降の温室効果ガス排出削減の枠組みについて

現在、国際的な温室効果ガス排出削減の枠組みは、第一約束期間(2008~2012年)を対象とする京都議定書があり、日本には1990年度比マイナス6%の目標が課せられている事は、皆様もご存じと思います。第一約束期間に続く、2013年以降の温室効果ガス排出削減の枠組み(以下、「次期枠組み」とする)は、2009年末までに決める事になっています。次期枠組みについては、2008年になってから、2~3ヶ月毎に検討のための会合が開催されてきました。その2008年の議論の総決算が、先月、ポーランドのポズナニにて開催された気候変動枠組条約・第14回締約国会議(COP14)と京都議定書・第4回締約国会議(CMP4)です。

COP14/CMP4 については、2008 年の 1 年間をかけて進められてきた、次期枠組みに関する議論・論点整理を受けて、僅かながらでも方向性が見えてくる事が期待されていましたが、オバマ次期大統領の就任待ちの雰囲気が強く、新聞・ニュース等にて報道されている通り、特に大きな決定もなく終了しました。

表面的には何も無かった COP14/CMP4 ですが、2009 年末の締切に向けて、以下の 3 点は十分な成果であったと言えると思います。

- ・ 先進国の目標の形式は、京都議定書と同じ数量目標とする。
- ・ 2009 年末までの作業計画・会合日程を決定し、交渉モードに入った事を明確化した。 これにより、6 月の会合には次期枠組みに関する正式な交渉ペーパーが提示される事 になった。
- ・ 次期枠組みでは、京都議定書と同様に、排出権取引などの柔軟性メカニズム(具体的な内容は未決)を先進国が利用出来る。

これらの成果は、<u>次期枠組みに各国が合意する事が出来れば、</u>2013 年以降も基本的には京都議定書・京都メカニズムと同じ様な目標設定・目標達成のやり方になる事を示しています。ただし、その目標は現状のようなマイナス 6%ではなく、IPCC の第 4 次統合報告書に示された 1990 年比マイナス 25~40%程度の非常に厳しいものになり、柔軟性メカニズムは、より厳格になりつつも民間ベースで多様な取組が推進されるような改良が加えられることも考えられます。

次期枠組みに対して直接的に責任を持つのは、各国政府です。しかし、排出権取引制度の 試行実施の様に、温室効果ガスの排出削減目標は、企業の活動に影響を与え始めており、次 期枠組みでは、その影響は非常に大きなものになると考えられます。三井住友銀行では、金 融機関として排出権ビジネスに関わるその知見を活かし、地球温暖化問題に対処するための お客様の取組に対して、付加価値の高い商品・サービスを提供し、この大きな脅威をお客様 と共に成長する機会に変えていきたいと考えております。

(了)

www.smbc.co.jp/hojin/businessassist/carbon/index.html

このニュースレターは具体的な商品を説明するものではないため詳細を記載しておりませんが、元本保証の無い

リスク性商品には、各種相場環境等の変動により、投資した資産の価値が投資元本を割り込むなどのリスクがあ

リスク性商品を中途解約する場合は、ご購入時の条件が適用されず不利益となる場合があります。詳しくは、店

リスク性商品の購入や、ご売却、保有にあたっては、手数料等をいただきます。

ります。

頭の各商品の説明書等を必ずご覧ください。